

1. 調達物品名及び構成内訳

地域包括ケア病床転換時必要備品1式

- (1) 電動ベッド(本体・柵・マットレス・テーブル含む)6式
- (2) 床頭台6台
- (3) ロッカー6台
- (4) ストレッチャー2台

2. 基本要件について

(1) 導入時期

今回調達する介護医療院転換時必要備品は、上記の項目で構成され、各々各項目の要件を満たすこと。納入する機器及び備品については、令和8年9月30日までに搬入設置調整を完了し、運用を開始できるものとする。

(2) 納入場所

医療法人渡辺会大洗海岸病院各地域包括ケア病室及び病院指定場所

(3) 入札額

入札額は、消費税を含まない金額とし、機器納入から運用開始までの一式の費用（装置他周辺機器の費用、搬入・据え付け計画及び調整、搬入・据え付け及び試運転性能試験、病院従事者のトレーニング他必要項目に要する費用）とする。

3. 技術的要件について

(1) 本件調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という）の要求要件（以下「技術要件」という）は次項以降に示すとおりである。

(性能・機能の要件)

1.電動ベッドは、以下の要件を満たすこと。

1-1 概要は以下の要件を満たしている製品であること。

2-1-1 本ベッドは、背・膝の角度、高さの調節が単独で操作できる。各動作は、手元スイッチ操作によりそれぞれ独立した電動アクチュエータで作動する。

2-1-2 緊急時などの無電源状態でも、解除レバーの切り替えで床板をフラットに戻すことができる。

- 2-1-3 本ベッドは、サイドレール受（別売り・オプション品取付け孔2箇所を備える）を用いて、ベッド側面中央部にサイドレールを取付けることができる。
- 2-2 ボトム部分は以下の仕様を満たしていること
 - 2-2-1 転落防止の為、両側から支えるサイドアップ機能が背上げ時にギャッジアップ機能と連動して両サイドの床板が身体を包み込むようにサイドアップし、安定した姿勢が保てる機能を有する。
 - 2-2-2 背・膝・足の各ボトムは、清拭しやすい面形状とする。
- 2-3 メインフレームは以下の要件を満たしていること。
 - 2-3-1 サイドアップ側で転落を予防し、片側はフラットにすることで、看護時や乗時の介助負担を軽減する機能を有する。
 - 2-3-2 手元スイッチは、サイドコネクター方式で左右、足元どこからでも手元スイッチの接続可能とする。なお、手元スイッチは液晶画面付きの物で、操作ボタンには突起があり、液晶画面に背上げ、足上げ角度、高さが表示される。安全性、操作性に優れた誤操作を防止するロック機能を有する。
- 2-4 キャスターについては以下の要件を満たしていること。
 - 2-4-1 キャスターのロック解除は、フット側の中央ペダルと左右両側にサイドペダルを上から踏むだけで、全てのキャスターのロック及び、解除を行う機能を有する。
 - 2-4-2 キャスターは髪の毛やホコリを巻き込みにくく、エレベーター等の段差を乗り越えやすい双輪キャスターであること。
- 2-5 ヘッドボード・フットボードについては以下の要件を満たしていること。
 - 2-5-1 容易に着脱ができ、不用意な外れを防ぐためのストッパーを設ける。
 - 2-5-2 コーナーには傷つき防止のための樹脂製バンパーを備える。
- 2-6 ベッドサイドテーブルについては以下の要件を満たすこと。
 - 2-6-1 パーティクルボードを芯材とし、表面は高温のものを載せても変形・変色のないようメラミン樹脂化粧版張りとする。
 - 2-6-2 寸法は900mm×400mmとし、一般的な食事用トレイも載せることのできる大きさとする。
 - 2-6-3 高さ調整機能がついており、666～986mm範囲の高さ調整機能を有する。
 - 2-6-4 キャスターのロックと解除は、ペダル操作で行えること。
 - 2-6-5 低床ベッドに対応する脚タイプである。
- 2-7 床頭台は以下の要件を満たすこと。
 - 2-7-1 外寸は487mm(幅)×465mm(奥行)×795mm(高さ)以内とする。

2-7-2 引き出しにはシリンダー錠タイプの鍵が付いていること。

3. ストレッチャーは、以下の要件を満たすこと。

3-1 双輪キャスターは ϕ 125 mm以上とする。

3-2 本体重量は 61 kg以内とする。

3-3 センターブレーキ・4 輪トータルロック方式を採用している。

3-4 ガートル受けは頭側・足側に各 1 ヲ所設置可能である。

3-5 寸法は W650×L1950×H550~960 mm (座面高) 程度とする。

3-6 マットレスサイズは W510×L1860×H30 mm以内とする。

その他付帯事項として、以下の要件を満たすこと。

1. 装置据付関連事項は以下の要件を満たすこと。

1-1 搬入の際には、病院の施設に損傷を与えないよう十分な注意を払うように務めること。また、万一、病院の建物、設備等に損傷を与えた場合は、受注者の責任において現状に復すること。

1-2 納品スケジュールの打ち合わせを事前に行いそのスケジュールに従い完了すること。不測の事態が生じた場合は双方合意の上別途協議を行い速やかに納品が出来るよう努めること。

2. 保守体制は以下の要件を満たすこと。

2-1 納入検査確認後より 1 年間は、保証、保守の対応は無償で行うこと。適用は原則自社製品 (オプションを含む) とするが、他社製品であっても本体を運転する上で必要な物は含むこと。

2-2 装置の運用を円滑にするための技術サポートを行うこと。

2-3 無償保証期間内に行った調整・修理等全ての作業は、その作業内容その都度病院担当者に報告すること。

3. 教育体制は以下の要件を満たすこと。

3-1 装置の据付及び調整終了後、必要に応じて、導入装置と同式装置にて、実際の操作あるいは、オリエンテーションを病院職員が受ける機会を設けること。

3-2 装置稼動後も必要に応じて操作指導者を派遣し、操作トレーニングを行うこと。

3-3 教育訓練及び取扱説明については、病院が指定する日時、場所で行うこと。

3-4 操作マニュアルは、各装置 (周辺機器を除く) について提供すること。